社会福祉法人　五彩会

介護職員初任者研修課程（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第１条　本研修は次の事業者が実施する。

名　称　社会福祉法人五彩会　介護職員初任者研修（通信）

住　所　福島県いわき市鹿島町久保字仲田10－1

（研修事業の名称・課程編集責任者）

第２条　研修事業の名称は次の通りとする。

　　　　五彩会介護職員初任者研修会

　　　　課程編集責任者：小野　高嗣

（研修課程及び実施形式）

第３条　前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。介護職員初任者研修課程（通信）、一部通信で行う。通信の形式

によって行う地域はいわき市内とする。

（開校の目的）

第４条　社会福祉法人五彩会は、高齢化社会を迎える高齢者や障害を持つ方々が健やかに安心して暮らせるよう多様化する福祉サービスのニーズに積極的に取り組んでいます。

介護職員初任者研修は、その一環として実施するものでニーズや介護サービスに必要な知識、技術を習得し「使命感と責任感」を持った介護員を育成し広く地域福社に貢献することを目的とする。

（研修期間）

第５条　研修期間は３ケ月以内とする。年間開校日程については別途案内するものとする。

（受講定員）

第６条　開講定員6名とする。

（実習施設）

第７条　社会福祉法人五彩会

　　　　特別養護老人ホーム　パライソごしき

　　　　介護職員初任者研修テキスト　（中央法規出版株式会社）

（受講手続き及び本人確認）

第８条　受講手続は、受講決定後定められた日時までに受講料を納める。

　　　　受講決定者は本人確認の為、運転免許証・健康険証・パスポート

戸籍抄本・住民票・マイナンバーカード等（発行後６ケ以内）の公的証明書を開講前日までに提示をする。

（受講費用及び支払い方法）

第９条　いわき市在住及び近郊在住者で五彩会が認めた者。

　　　　　　一般　　受講料　５０，０００円

　　　　　　高校生　受講料　３５，０００円

　　　　　　　　（テキスト代・学習システム代は別途支払い）

 支払い方法は、申込時研修事務局に一括支払いとします。

　　　 　福島県地域医療介護総合確保事業の対象となった場合は無料となります。

　　　　 上記受講料について、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金の

　　　　 補助要件に該当する高校生は、テキスト代・学習システム代のみ支払いを求めることとし、併せて各学校長が発行する福祉分野への就職希望証明書等の提出を求めます。

　　　　　但し、講座を修了出来なかった場合は全額自己負担となります。

（解約条件及び返金方法）

第１０条　受講料、教材費の払い込み後、受講生からの解約の申し出があった場

　　　　　合、解約事務手数料として１万円を徴収し返金する。

　　　　　開校日以降の解約及び返金は不可とする。

（受講者の個人情報の取扱）

第１１条　受講者の個人情報については、研修に関する連絡事項や運営におい

　　　　　てのみ使用する。なお、修了者は福島県の管理する修了者名簿に記載

　　　　　される。

1. 事務局が知り得た受講者の個人情報を不当な目的に使用しない。
2. 受講者は講義及び演習等で知り得た当法人の情報を不当な目的に

　　　　　使用しないよう受講者に誓約書を提出させる。

（科目の免除）

第１２条　科目の免除は行わない。

（カリキュラムの特色）

第１３条　シラバス（別紙）参照とする。

（情報を公開するホームページのアドレス及び内容）

第１４条　福島県介護職員初任者研修実施要綱に規定する情報の公開に基づき、以下のアドレスを公開する。

**https://paraisogoshiki.com/**

1. 研修期間情報

　　法人情報（法人格・法人名称・住所等・代表者名）

　　研修機関情報（事業所名・住所・理念・学則・研修施設）

1. 研修事業情報

　　　　　　　研修要綱（研修受講までの流れ・研修スケジュール・研修カリキュラム・受講料・実習の有無・修了評価）

（修了評価の方法）

第１５条　修了の認定はカリキュラムをすべて修了し、学則に記載された条項

　　　　　を違反なく、次の評価を行った上で、修了認定会議において基準に達

　　　　　した受講者で、修了試験に合格した者に研修終了日に修了証明書を

　　　　　交付する。

1. 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目

全体の評価を行う。

1. 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況については実技試験も行う。
2. 認定基準は、次の通り、理解度の高い順にA.B.C.Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者は、評価基準を満たしたものとして　　　認定する。
3. Dの不合格者については、再試験を実施する。再試験の費用は無料

とするが、基準に達するまで再試験をする。再評価にて合格した場合はCとする。

　　A=９０点以上　　　　　B=８９点～８０点

　　C=７９点～７０点　　　D=７０点未満

1. 添消課題については、提出期限までに提出し、合格点になるまで最

　　　　　 提出とする。期限までに提出しない場合も再提出を求める。

（欠席者・遅刻者・早退者の扱い）

第１6条　原則として遅刻、早退は認めない。

1. 欠席の場合は「欠席届」を提出すること。
2. 交通機関の都合で遅刻した場合は遅延証明書を提出すること。
3. 体調不良により欠席の場合は、医療機関の受診がわかる（領収書等）

提出を義務付ける。

1. 早退者は、すべて受講した時間以外を補講とする。

（補講について）

第１7条　研修の一部を欠席した場合は、講義を５項目欠席した時点で退講と

　　　　する。但し、事務局でやむえ得ない事情と判断した場合は、補講

　　　　等により修了することが出来る。補講料は、5,000円とする。

（受講の取消し及び除籍）

第１8条　次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とし、受講料は返金し

　　　　　ない。なお、理由によっては事務局と受講者協議の上、受講料の

　　　　　返金に応じる場合もある。

1. 受講相談や申込時の他、受講中においても、受講不適に関する書類

　などに虚偽の申請をしたもの。

1. 故意に施設や設備等を破損させた者。
2. 受講証を他人に貸与した者、貸与を受け受講した者。
3. 感染症にかかっている者（疑いのある場合は医療機関の診断書提出）

　により非感染が明らかになるまで、受講を中断とする。

1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認めた者。
2. 研修の秩序を乱し、他の受講者とトラブル等起こした者。
3. 受講者自ら受講継続の意思がないことを申し出た者。
4. 受講料の支払いがない者。
5. ケガ・疾病等で受講できなくなった場合、研修機関１６ケ月まで

　延長を認める。

1. 自然災害にて、研修が継続できなくなった場合は、事務局と受講者

　で協議を行い、研修の進捗度も勘案して、その講座は修了とする。

1. その他（事務局と受講者との協議において受講継続が難しいと判断

　した場合）

（受講中の事故等について）

第１９条　受講中に生じた事故等は、事務局にて適宜に対応する。講義・演習

　　　　　ともに安全確保に努めるが、万一の事故や病気等緊急を要する場合

　　　　　は、速やかに救急搬送を行う。オリエンテーション時保険証の写し

　　　　　等を提出する。

（修了者証明書の交付）

第２０条　第１３条により修了を認定され、事務局において福島県介護職員初

　　　　　任者研修実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯）を

　　　　　交付する。

（修了者管理の方法）

第２１条　修了者の管理については、次の通りとする。

1. 修了者を修了台帳に記載し、福島県が指定した様式に基づき知事に

　報告し、修了者名簿は永久保存とする）

1. 出席状況・成績・実習確認・受講者及び修了者に関する台帳は、紙

　媒体又は、データにて検索可能な状態で管理する。５年以上保存

とする。

1. 修了証明書紛失の場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

　再発行については、修了証明書及び修了証明書（携帯）は、

　各2,000円（消費税別）を受講者の負担とする。

（その他の留意事項）

第２２条　研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。

1. 研修に関して下記の苦情窓口を下記の通り定め、苦情及び事故が発

　生した場合は適切に速やかに対応する。

　苦情受付窓口（事業所）　社会福祉法人五彩会

　　　　　　　　　　　　　0246－58－1888　初任者研修事務局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野　高嗣

　苦情受付窓口（法人）　社会福祉法人五彩会

　　　　　　　　　　　　　0246－58－1888　総務課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　櫻山　輝美

1. 研修中の服装は、動きやすく派手なものでないようにする。

　名札着用を義務づける。

1. 法人内敷地は禁煙とする。
2. 受講中の携帯電話の使用は禁止とする。

（施行細則）

第２３条　この学則に必要な細則並びに、この学則に定めていない事項で必要

　　　　　である場合は事務局がこれを定める

（附則）

この学則は令和6年12月 3 日から施行。

この学則は令和7年 6 月27日から施行。